

社会福祉法人清風会 役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬等に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間40万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間24万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときはその前日）に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表2に定めるとおりとする。ただし、理事で職員としての立場を有

する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 役員等の報酬の額（第 4 条第 4 項関係）

役 職 名	報 酬 の 額
評 議 員	会議等への出席の都度：1 人一律 13,000 円
理 事	会議等への出席の都度：1 人一律 13,000 円
監 事	会議等への出席の都度：1 人一律 13,000 円

別表第 2 費用（第 7 条第 1 項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席	会議等への出席の都度：1 人一律 2,000 円
出 張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、 職務執行に必要な経費	職務執行に必要な額